

群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科三役会議規程

令和3.11.17 制定

(設置)

第1条 共同教育学部及び大学院教育学研究科（以下「本学部等」という。）に，群馬大学共同教育学部及び大学院教育学研究科三役会議（以下「三役会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 三役会議は，本学部等の運営上の重要事項について，学部長の意思決定を助け，必要に応じて教授会に発議する。

(組織)

第3条 三役会議は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 評議員
- (3) 副学部長

(議長)

第4条 学部長は，三役会議を主宰し，その議長となる。

2 議長に事故あるときは，評議員又はあらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めたときは，構成員以外の学部等の教職員を出席させることができる。

(意見聴取)

第6条 三役会議は，必要に応じ学部長・評議員等の経験者等に諮問し，その意見を聴取することができる。

(事務)

第7条 三役会議の事務は，総務係において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は，教授会の議を経て，学部長が行う。

附 則

この規程は，令和3年11月17日から施行する。